

答申第122号
令和7年11月27日

財務大臣
片山さつき 殿

関税等不服審査会
会長 渋谷 雅弘

答申書

令和7年8月8日付財閥第771号をもって諮問のあった関税法（昭和29年法律第61号。）第69条の12第6項に基づく商標権侵害物品該当認定通知に対する各審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

なお、以下において使用する用語の意義は、下記のとおりである。

記

審査請求人 A

本件処分1 B税関C出張所長が令和6年4月16日付で行った関税法第69条の12第6項に基づく商標権侵害物品該当認定通知（認定通知第●●●●号）

審査請求1 本件処分1の取消しを求める審査請求

本件処分2 C出張所長が令和6年6月11日付で行った関税法第69条の12第6項に基づく商標権侵害物品該当認定通知（認定通知第●●●●号）

審査請求2 本件処分2の取消しを求める審査請求

本件処分3 C出張所長が令和6年6月25日付で行った関税法第69条の12第6項に基づく商標権侵害物品該当認定通知（認定通知第●●●●号）

審査請求3 本件処分3の取消しを求める審査請求

本件各処分 本件処分 1、本件処分 2 及び本件処分 3

各審査請求 審査請求 1、審査請求 2 及び審査請求 3

意 見

本件各処分の取消しを求める各審査請求については、これを棄却することが相当である。

理 由

第 1 事案の概要

1 審査請求の経緯

(1) 審査請求 1について

イ 令和 6 年 1 月 23 日、審査請求人は B 税関長（以下「処分庁」という。）に対して、輸入申告（申告番号●●●●。以下「輸入申告 1」という。）を行った。輸入申告 1 に係る貨物について、蔵置官署である B 税関 C 出張所の職員が検査を実施したところ、次の貨物を発見し、C 出張所知的財産調査官に通報した。

（イ）D 社の登録商標（第●●●●号。以下「D 社商標」という。）と同一又は類似の標章を付したと思料される T シャツ 3 点、トレーナー 2 点及びパーカー 5 点（以下「D 社貨物 1」という。）

（ロ）E 社の登録商標（第●●●●号。以下「E 社商標」という。）と同一又は類似の標章を付したと思料される帽子 1 点（以下「E 社貨物」という。）

ロ C 出張所長は、D 社貨物 1 及び E 社貨物について、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号又は第 9 号の 2 に掲げる商標権侵害物品に該当すると思料したことから、認定手続（同項第 9 号から第 10 号までに掲げる貨物に該当すると思料される貨物について、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続をいう。以下同じ。）を執ることとし、C 出張所知的財産調査官は、審査請求人、D 社の代理人である F（以下「D 社代理人」という。）及び E 社の代理人である G 及び H（以下「E 社代理人」という。）に対して令和 6 年 3 月 1 日付認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書を送付した。

ハ 令和 6 年 3 月 8 日、審査請求人は、C 出張所長に対し、同月 5 日付意見書を提出し、D 社貨物 1 に付された標章は D 社商標に類似しておらず、商標権侵害物品には該当しない旨及び E 社貨物は、ライセンス許諾を受けている J 社が販売しているものであり、商標権侵害物品には該当しない旨、主張した。

ニ 令和6年3月21日、D社及びE社は、それぞれD社代理人又はE社代理人を通じて、C出張所長に対し、それぞれD社貨物1又はE社貨物が商標権侵害物品に該当することについて同日付意見書を提出した。

ホ 令和6年3月29日、審査請求人からC出張所長に対し、同月27日付意見書が提出された。

ヘ C出張所長は、令和6年4月16日付で、D社貨物1及びE社貨物を関税法第69条の11第1項第9号に規定する商標権侵害物品に該当すると認定し、審査請求人に対し本件処分1を行った。

ト 審査請求人は、令和6年5月2日付で、本件処分1の取消しを求めて審査請求1を提起した。審査請求人は、同月16日付で審査請求1に係る補正書を提出した。

(2) 審査請求2について

イ 令和6年2月29日、審査請求人は処分庁に対して、輸入申告（申告番号●●●●）を行った。輸入申告2に係る貨物について、蔵置官署であるC出張所の職員が検査を実施したところ、D社商標と同一又は類似の標章を付したと思料されるTシャツ11点、トレーナー2点及びパーカー5点（以下「D社貨物2」という。）を発見し、C出張所知的財産調査官に通報した。

ロ C出張所長は、D社貨物2について、関税法第69条の11第1項第9号又は第9号の2に掲げる商標権侵害物品に該当すると思料したことから、認定手続を執ることとし、C出張所知的財産調査官は、審査請求人及びD社代理人に対して令和6年3月25日付認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書を送付した。

ハ 令和6年4月1日、審査請求人は、C出張所長に対し争う旨の申し出を提出了した。

ニ 令和6年4月24日、審査請求人からC出張所長に対し、同月22日付意見書が提出され、同月24日、D社からC出張所長に対し、同日付鑑定及び意見書が提出された。

ホ 令和6年5月8日、D社からC出張所長に対し、同月7日付鑑定及び意見書が提出された。

ヘ 令和6年5月13日、審査請求人からC出張所長に対し、同月11日付意見書が提出された。

ト 令和6年5月16日、D社からC出張所長に対し、同月15日付鑑定及び意見書が提出された。

チ 令和6年5月24日、審査請求人からC出張所長に対し、同月21日付意見書が提出された。

リ 令和6年5月27日、D社からC出張所長に対し、「さらに追加する意見はない」旨の連絡を行った。

ヌ C出張所長は、令和6年6月11日付で、D社貨物2を関税法第69条の11第1項第9号に規定する商標権侵害物品に該当すると認定し、審査請求人に対し本件処分2を行った。

ル 審査請求人は、令和6年6月19日付で、本件処分2の取消しを求めて審査請求2を提起した。審査請求人は、同月24日付で審査請求2に係る補正書を提出した。

(3) 審査請求3について

イ 令和6年2月27日、審査請求人は処分庁に対して、輸入申告（申告番号●●●●）。以下「輸入申告3」という。）を行った。輸入申告3に係る貨物について、蔵置官署であるC出張所の職員が検査を実施したところ、D社商標と同一又は類似の標章を付したと思料されるパーカー9点及びトランパー2点（以下「D社貨物3」といい、D社貨物1、D社貨物2及びD社貨物3を合わせて「本件D社貨物」という。）を発見し、C出張所知的財産調査官に通報した。

ロ C出張所長は、D社貨物3について、関税法第69条の11第1項第9号又は第9号の2に掲げる商標権侵害物品に該当すると思料したことから、認定手続を執ることとし、C出張所知的財産調査官は、審査請求人及びD社代理人に対して令和6年4月24日付認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書を送付した。

ハ 令和6年4月30日、審査請求人は、C出張所長に対し争う旨の申し出を提出了。

ニ 令和6年5月16日、D社からC出張所長に対し、同月15日付鑑定及び意見書が提出された。

ホ 令和6年6月3日、審査請求人からC出張所長に対し、同年5月21日付意見書が提出された。

ヘ 令和6年6月6日、D社からC出張所長に対し、同月5日付鑑定及び意見書が提出された。

ト C出張所長は、令和6年6月25日付で、D社貨物3を関税法第69条の11第1項第9号に規定する商標権侵害物品に該当すると認定し、審査請求人に対し本件処分3を行った。

チ 審査請求人は、令和6年6月28日付で、本件処分3の取消しを求めて審査請求3を提起した。

(4) 参加人の求め

審理員は本件処分1について、D社商標の権利者であるD社及びE社商標の権利者であるE社に対して、令和6年6月21日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項に基づき、審査請求1への参加の求めを行った。

(5) 審理併合

審理員は令和6年7月11日、各審査請求について、行政不服審査法第39条に

に基づき、併合して審理する旨、審査請求人及び処分庁に通知を行った。なお、同時に、審査請求1で参加人として審査請求への参加を求めたD社及びE社についても、各審査請求の参加人として取り扱われることとなった。

2 関係法令等の定め

(1) 輸入してはならない貨物について

- イ 商標権を侵害する物品は、関税法第69条の11第1項第9号及び第9号の2の規定により、輸入してはならない貨物とされている。商標権を侵害するか否かについては、商標法(昭和34年法律第127号)に照らして判断される。
- ロ 「商標」とは、商標法第2条第1項の規定において、標章(文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの)であって、「業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの」(同項第1号)等とされている。標章の「使用」とは、同条第3項各号に列挙されている行為であり、商品又は商品の包装に標章を付したものを輸入する行為は、同項第2号の規定により「使用」に当たる。
- ハ 商標法第25条の規定により、商標権者は、指定商品について登録商標を使用する権利を専有する。したがって、商標権者以外の者が指定商品について登録商標を使用することは、商標権を侵害する行為となる。

また、同法第37条第1号の規定により、指定商品について登録商標に類似する商標を使用すること又は指定商品に類似する商品について登録商標若しくはこれに類似する商標を使用することは、商標権を侵害する行為とみなされる。

ただし、これらの規定に該当する行為が行われる場合であっても、商標権者から許諾を受けている場合その他の正当な権原又は理由がある場合には、商標権を侵害する行為とはならない。

- ニ したがって、商標法上、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者(以下「業として商品を譲渡等する者」という。)が、正当な権原、理由なく、指定商品と同一又は類似の商品又はその商品の包装に登録商標と同一又は類似の標章を付した貨物を輸入する行為は、商標権を侵害する行為となる。

- ホ 業として商品を譲渡等する者における「業として」の意義については、一般に「一定の目的の下に継続・反復して行う行為として」(網野誠「商標」〔第6版〕145頁)又は「反復継続的意思をもつてする経済行為として」(「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」(平成17年2月特許庁)4頁及び5頁)と解されている。

この「業として」に当たるか否かの判断は、輸入の目的、輸入者等及び仕出し人(関税法第69条の11第1項第9号の2に規定する持込み行為をする者をいう。)の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案して行

うこととなり、認定手続において輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなる（関税法基本通達（昭和47年蔵関第100号）69の11-6(1)ないし(3)の注）。

(2) 認定手続について

- イ 税関長（関税法第107条及び関税法施行令第92条の規定に基づき税関長の権限委任を受けた税関支署長等の場合を含む。以下同じ。）は、輸入貨物が、関税法第69条の11第1項第9号又は第9号の2に掲げられた商標権を侵害する物品に該当すると思料するときは、同法第69条の12第1項の規定に基づき、認定手続を執らなければならない。認定手続において、税関長は、輸入者及び権利者に対し、認定手続を執る旨等を通知し、疑義貨物（認定手続が執られた貨物をいう。以下同じ。）について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- ロ ただし、関税法第69条の13第1項の規定による商標権に係る輸入差止申立てが受理された場合において、当該申立てに係る認定手続を執る場合には、関税法施行令第62条の16第1項及び第5項の規定に基づき、税関長は、輸入者に対し、疑義貨物が商標権を侵害する物品に該当するか否かについて争うときには、認定手続を執る旨の通知を受けた日から起算して10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、争う旨を記載した書面を税関長に提出しなければならない旨を通知し、当該書面の提出がない場合には、輸入者及び権利者に対し証拠を提出し、意見を述べる機会を与える必要はない。
- ハ 税関長は、疑義貨物が商標権を侵害する物品に該当するか否かを認定し、関税法第69条の12第6項の規定に基づき、輸入者及び権利者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(3) 関税法と行政手続法の関係について

関税法及び他の関税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為については、関税法第88条の2の規定に基づき、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章及び第3章の規定は適用しないことになっているが、同法第8条及び第14条に基づく処分理由の提示の規定については、関税法及び他の関税に関する法律においても適用されることになっている。

(4) 不服申立てをするべき行政庁等の教示について

行政庁は、不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法第82条第1項に基づき、処分の相手方に対し、当該処分につき、不服申立てができる旨並びに不服申立てをするべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならないこととなっている。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件各処分の取消しを求めており、令和6年5月2日付審査請

求書及び同月 16 日付補正書、同年 6 月 19 日付審査請求書及び同月 24 日付補正書、同年 6 月 28 日付審査請求書、同年 7 月 22 日付反論書（1）、同年 10 月 15 日付反論書（3）、同年 12 月 6 日開催の口頭意見陳述（同月 23 日付口頭意見陳述記録書）並びに令和 7 年 2 月 20 日付反論書（4）において、その理由を概要以下のとおり主張している。

（1）本件 D 社貨物について

イ 本件 D 社貨物と D 社商標の同一又は類似性について

（イ）本件 D 社貨物に付された標章は、D 社の商品ではないので、外観、称呼、觀念のいずれにおいても D 社商標と類似していない。本件 D 社貨物に付された標章は D 社商標と相違する部分が含まれている結合商標（2 以上の文字、図形又は記号の組み合わせからなる商標又は 2 以上の語を組み合わせてなる文字商標をいう。以下同じ。）であると考えられるが、外観においては、「●●●●」という文字が追加されており、称呼においても異なる。言葉の意味も真逆のものであり、D 社商標とは別の新たな觀念を生じさせる。

（ロ）大阪地判平成 21 年 7 月 16 日（平成 20 年（ワ）第 4733 号）及び最二小判平成 20 年 9 月 8 日（平成 19 年（行ヒ）第 223 号）（以下、「つつみのおひなっこや事件」という。）でも、登録商標と登録商標を一部に含む結合商標とを対比する場合には、原則として登録商標と結合商標全体とを対比すべきであるとして、非類似と判示している。

（ハ）審査請求人と D 社には一切関連がなく、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがないから、D 社商標を侵害しておらず、輸入差止申立てにかかる貨物に該当しない。

（ニ）処分庁は D 社商標の権利者ではないので、侵害の有無においては、判断すべき資格がなく、関税法では輸入差止申立てにおける専門委員への意見を求めることができるが、処分庁は利用しておらず、弁理士や特許庁など専門家が判断したわけではないから、侵害の有無の判断については理由がない。

ロ 業として商品を譲渡等する者について

処分庁が提示するウェブサイトは審査請求人のホームページであるが、当該ウェブサイトを見れば明らかだが、法人の概要やモデル撮影その他会社概要が説明されているページで商品を購入するショッピングサイトではない。また、処分庁の主張では審査請求人が業として商品を譲渡しているという証拠はない。

（2）E 社貨物について

イ E 社貨物と E 社商標の同一又は類似性について

E 社貨物は、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがないから、登録商標を侵害しておらず、輸入差止申立てにかかる貨物に該当しない。

ロ 業として商品を譲渡等する者について

E社貨物は、審査請求人の社員が個人利用するために購入したものであるので、「業として」の要件に当たらない。

ハ 並行輸入品について

E社貨物はK国のJ社が運営する、ライセンスブランドLがM国他で販売している帽子である。購入レシートもあり、真正商品の並行輸入品であるから商標権を侵害しておらず、輸入差止申立てにかかる貨物に該当しない。

(3) D社代理人及びE社代理人の代理権について

イ D社代理人について

(イ) D社が輸入差止申立ての更新時（令和5年10月11日）において、処分庁へ提出した委任状は、公証人による委任状の署名の証明の有効期限が令和3年6月18日となっているため輸入差止申立て更新申請時において効力が失われている。また、D社商標はD社が単独で登録しており、本件において代理人を主張するD社代理人には、専用使用権も通常使用権も与えられておらず、商標法第36条によれば、差止申立てを行うことができるのは、商標権者であるD社のみであり、D社代理人は、本件輸入差止申立てにおいて一切の権限がない。よって、D社代理人は、日本国内のD社の商標権の管理、D社の製品の真贋鑑定権限を付与されておらず、本件における鑑定及び意見書を提出する資格がない。

(ロ) D社代理人による本件における認定手続及び関連差止申立ては違法であり、D社の登録原簿写し等の確認を行えば、D社代理人が差止請求権を有しないことを当然認識でき、それを怠った処分庁には過失がある。

(ハ) 審査請求人はD社商標の権利者本人であるD社に対してD社代理人の行為を追認するかどうか確答すべきとの催告をしたが、期間内に確答がなかったので、D社は、D社代理人による無権代理行為の追認を拒絶したものとみなされる。

(二) D社代理人は、弁理士又は弁理士法人の専権業務である「鑑定」「政令で定める書類の作成」を行っており、弁理士法（平成12年法律第49号）第75条違反となる。この点、特許庁の担当者も、違反となることを指摘している。なお、「金銭の支払い」を受けることに限らず、法律トラブルに関する依頼そのものは無報酬であっても、別の取引との間に一連性があり、全体を観察すると有償であると評価される場合は、「報酬を得る目的」であると判断されるため、本件では、D社代理人は、D社の利益となる法律的行為を行っており、その行為には対価が発生するから非弁行為（弁理士法第75条に違反する行為のことをいう。以下同じ。）に該当する。

ロ E社代理人について

E社が輸入差止申立ての更新時（令和4年4月6日）において、処分庁へ提出した平成31年3月14日付委任状には、署名が申請者本人のものに間違い

ないことを証明するための、公証人または在外公館による署名証明がないため有効ではない。よって、E社代理人には代理権はなく、本件及び関連手続は違法であり、確認を怠った処分庁に過失がある。

(4) 本件各処分までの期間について

- イ 各審査請求にかかる輸入申告はそれぞれ、令和6年1月23日、同年2月29日及び同月27日にしており、認定手続が開始されたのは、それぞれ、同年3月1日、同月25日及び同年4月24日であり、本件各処分がされたのは、それぞれ同月16日、同年6月11日及び同月25日となっており、輸入申告日から約3ヵ月以上経過しており、違法であり、公平性に欠ける。
- ロ 輸入申告に際して、処分庁からの内容品の変更依頼は複数回に及び、結局、審査請求人がはじめに提出していたインボイスの内容に不備がなかったのにも関わらず複数回訂正を求められた。貨物の数量の確認について、不備を起こしたのは税関職員であり、認定手続に時間を要した責任は処分庁にある。
- ハ 関税法基本通達には、認定手続開始通知書の日付の翌日から起算して1か月以内を目途とするとされているが、本件各処分について、それぞれ輸入申告から認定手続きの審査終了までに長期に渡っている。また、1か月以内に終了しない場合、その理由の連絡をすることが当該通達に定められているが、本件各処分にかかる3件全てにおいてなかった。
- ニ 本件手続は3か月半という通常の3倍以上の時間がかかっており、通常要すべき標準的な期間と比べると不当に長すぎると言え、また、標準処理期間に関して、適当な方法により公にしなければならないが、処分庁は公にしていない。
- ホ 審査請求人には通知日から10営業日以内と極めて短い期間を強いられているのに対し、税関に対しては3か月半という時間が認められており、公平性を欠く。
- ヘ 関税法基本通達69の12-1-3には、輸入者等及び権利者による証拠・意見の期限は「認定手続開始通知書等」の日付の翌日から10日とされており、本件処分1にかかる認定手続においては令和6年3月15日であったので、D社とE社とも期限は守っていない。そして、C出張所の知的財産調査官はこれに対し何ら対応を行わなかった。

(5) 不服申立ての教示について

行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならないが、処分庁は審査請求1において、法的義務である教示を行っていない。つまり審査請求に対し、不服申立制度の存在を教えず、国民の権利を奪うものであるから違法である。また、審査請求2及び審査請求3においては、不服申立てをすることが

できる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間については記載されていたが、その手続方法や送付先等に関して、詳しい教示はなかった。

(6) 本件各処分の処分理由について

- イ 行政手続法第14条第1項本文に基づいて、どの程度の理由を提示すべきかは、①当該処分の根拠法令の規定内容、②当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、③当該処分の性質及び内容、④当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきであること(最三小判平成23年6月7日一級建築士免許取消処分等取消請求事件他)が求められているが、C出張所長が通知した「認定通知書」を確認すると、製品や数量が異なる本件各処分の理由として一文字一句変更がなく同様の文言が記載されている。
- ロ 処分理由の内容は抽象的で審査請求人からすれば、処分理由として本件D社貨物又はE社貨物のどの部分が権利者の権利を侵害しているのか全くわからず、単にC出張所長の裁量で、これらの貨物が「登録商標と同一又は類似の標章を付したもの」と考えられるから侵害貨物として認定したことが理解できるだけである。また、処分庁は、「輸入貨物の数量、状況及び過去の輸入実績を総合的に勘案した」と言うが、その数量や輸入実績は認定通知書では示されていない。

2 処分庁の主張

処分庁は、令和6年6月20日付弁明書、同年8月26日付弁明書及び同年12月6日開催の口頭意見陳述(同月23日付口頭意見陳述記録書)において、概要以下のとおり主張している。

(1) 本件D社貨物について

- イ 本件D社貨物とD社商標の同一又は類似性について
- (イ) 本件D社貨物はTシャツ、トレーナー、パーカーであり、D社商標の指定商品(商品区分第25類「洋服」等)と同一又は類似の物品であると認められる。
- (ロ) 本件D社貨物の標章は、「●●●●」の文字を上段に、D社の●●●●(登録商標第●●●●号)と思しき図形とキャラクターの図形を組み合わせたものを中段に、「●●●●」の文字を下段に表してなるものである。このように構成要素は三段に表されていることから外観上分離して看取されるといえる。
- (ハ) 「●●●●」の文字は、被服や履物等、D社が取り扱う商品等に使用を重ねた結果、D社が取り扱う商品の出所表示として周知・著名と言い得ることを踏まえれば、需要者に対して商品の出所表示として強い印象を与える「●●●●」の文字部分を抽出して、当該部分だけを他人の商標と比較し

て類否を判断することも許される。

(二) 以上を総合考慮すれば、本件D社貨物の出所においてD社と誤認混同を生ずるおそれがある。

(ホ) 高部眞規子『実務詳説 商標関係訴訟〔第2版〕』(金融財政事情研究会、令和5年、296頁・297頁)では、「(前略) ①構成部分が不可分の場合は、原則として、全体観察をすべきである、②結合商標の一部が取引者、需要者に対し、商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合(例えば「A+B」という結合商標のうちの「A」の部分が著名な場合や特に目立つ態様の場合等)は、商標の構成部分の一部(「A」の部分)を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することも許される、ということを意味するものである。そして、結合商標において、商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合していなければ、1個の商標から2つ以上の称呼・観念が生じることが少なくない。(略) 1個の商標から2つ以上の称呼・観念が生じる場合、1つの称呼、観念と同一又は類似であるとはいえないとしても、他の称呼、観念が他人の商標のそれと類似するときは、両商標はなお類似する。」としている。本件においては、結合商標の一部である「●●●●」の部分が著名であり出所識別標識として認められること、また取引上不自然であると思われるほど不可分に結合しているとはいえない。

ロ 業として商品を譲渡等する者について

審査請求人の名称でインターネット検索をすると、衣類・帽子・靴などを販売しているウェブサイトが存在し、名称も所在地も審査請求人のものと同一であることから、審査請求人は業として商品を譲渡等する者にあたると認められる。

(2) E社貨物について

イ E社貨物とE社商標の同一又は類似性について

(イ) E社貨物は、帽子であり、登録商標の指定商品(商品区分第25類「洋服・その他の帽子」)に該当する。

(ロ) E社貨物にはE社商標と同様の図形の標章が付されている。標章の一つは図柄が刺繡されているが●●●●が不明瞭である点、●●●●が一部欠けている点、●●●●が若干いびつである点の差異があり、標章の一つは図形部が●色であり、●色の枠線で全体を囲んでいる点、右下にTMの表示がある点で登録商標と異なるものの、色彩の差異や商標であることを示すTMの表示は一般に標章の類似判断に影響を与えないほか、他の差異も、離隔観察において、取引者の印象等を異にするほどのものではなく、当該標章が使用された場合、出所の誤認混同を生ずるおそれがあると考えられる。

ロ 業として商品を譲渡等する者について

審査請求人は社員個人が輸入したものであると主張するが、認定手続では主張していなかった事柄であるうえ、社員が一体誰なのか特定もしていない。また、輸入申告においては他の貨物と一緒にインボイスに記載されており、審査請求人はインターネット上で帽子等を販売している事情を総合考慮すれば、他の貨物と同様に、業として輸入されたものと考えるのが自然である。

ハ 並行輸入品について

E社が提出した意見書によると、E社貨物にはE社の真正商品と異なる点があることが認められ、また、E社貨物はE社の使用許諾を受けて作成されたものとは認められない。また、審査請求人は、E社貨物について、E社から許諾を受けたJ社が製造したものであり、真正商品の並行輸入に該当すると主張するが、J社がE社の許諾の下に製造したものであることについての証拠は何ら提出されておらず、真正商品ならば必要なホログラムが付されているところ、それも付されていない等、J社がE社の許諾の下に製造したものであるとは認められない。

(3) D社代理人及びE社代理人の代理権について

イ D社代理人について

(イ) 平成30年8月9日にD社が処分庁に提出した委任状には、認定手続に伴う鑑定、証拠の提出及び意見陳述を行うことについて委任する旨が記載されており、かつ、それにあたりいかなる代償を受け取ることも禁じられている旨が記載されている。従って、D社代理人は適法に権限を委任されしており、かつ、その行為は非弁行為に当たらない。

(ロ) D社代理人の代理権について、審査請求人は「処分庁は関税法において委任状が必要であるとは規定されていないから、例え有効期限が過ぎた委任状でも有効である旨を主張する」と主張するが、「委任状の公証は必須としている」が正しく、公証の有効期間は委任状の有効性に影響を与えるのであり、委任状に委任期間の定めがないことから、処分庁では委任は継続しているものと判断しており、無権代理とは認められない。

(ハ) 認定手続における権利者による証拠及び意見の提出は、権利者が税關に対して行うものであり、審査請求人に対してD社から追認的回答がなかったからといって、D社代理人がD社の代理権を有しないことにはならない。

ロ E社代理人について

E社代理人の代理権について、輸入差止申立ての更新の際に委任状を確認しており、無権代理とは認められない。

(4) 本件各処分までの期間について

イ 本件各処分において、輸入申告日から商標権侵害物品該当認定通知までに時間がかかったことについて争わないが、輸入申告日から認定までに時間が

かかったことに手続的な違法ではなく、認定手続が輸入申告から 1 か月以上経過して開始されたことや、意見を述べる期間が 10 執務日以内であること、約 3 か月経過して本件処分が行われたことについては本件各処分自体の適法性に影響しない。

- ロ 輸入申告から認定手続開始までの期間については、関税法基本通達を含め特に規定は設けられていない。
- ハ 通常 1 か月というところは認定手続の期間、関税法基本通達の 69 の 12-1 -4 を参照されたことが考えられるが、この期間には認定手続開始前の期間は含まず、認定手続の期間については、疑義貨物の認定に必要な調査は 1 か月以内を目途とするという関税法基本通達の規定はあるが、1 か月以内が手続の期限とは規定されていない。
- ニ 処分庁は輸入申告日と同日に通関審査を行い、通関業者立ち会いの下で貨物確認を実施し、本件 D 社貨物又は E 社貨物を発見したが、輸入申告に添付されたインボイスと輸入申告貨物の品名及び件数等に複数の差異が確認されたことから、実際の貨物を正しく記載したインボイスの提出を通関業者を通じて審査請求人に依頼して待っていたこと及び認定手続において、審査請求人及び権利者らの意見を聴取して進めたことが手続に時間を要した主な理由である。

(5) 不服申立ての教示について

本件処分 1 において通知の際に不服申立ての教示がなかったことは手続の不備であり争わないが、当該不服申立ての教示漏れについては本件処分 1 自体の適法性に影響せず、また、不服申立ての教示漏れは不服申立てが実際になされたことにより救済されていると考える。

(6) 本件各処分の処分理由について

処分の理由については、本件各処分において共通することから同一の文言になっているものの、問題ないと考えており、輸入数量や輸入実績を審査請求人に通知していないことについては、輸入者自身の実績であることから、認定手続において開示しないとしても問題はない。

3 D 社（参加人）の主張

D 社は、令和 6 年 7 月 17 日付意見書、同年 10 月 7 日付意見書及び同年 12 月 6 日開催の口頭意見陳述（同月 23 日付口頭意見陳述記録書）において、概要以下のとおり主張している。

(1) 本件 D 社貨物と D 社商標の同一又は類似性について

イ 本件 D 社貨物においては「●●●●」と「●●●●」の文字列は二段にわたりており、かつ、これらの文字列の間には、同じく D 社の登録商標である ●●●●（登録商標第●●●●号）と同一又は極めて類似した標章に、キャラクターを組み合わせた図形が挿入され、両者の文字列は大きく分断して使

用されている。

- ロ D社商標である「●●●●」は1988年にD社のコーポレートスローガンとして生み出され、現在ではD社ブランドを象徴する商標として世界的に周知著名なものとなっている。
- ハ 本件D社貨物における具体的な使用態様に加えて、D社商標の周知著名性に鑑みれば、本件D社貨物に係る取引者及び需要者においては「●●●●」の部分が自他商品識別機能を果たす部分であると把握されるものと思料する。
- ニ 本件D社貨物で使用される「●●●●」の文字とD社商標とは、その観念、外観及び称呼において同一又は極めて類似しており、また、D社の登録商標である●●●●と同一又は極めて類似した標章が使用されていることも踏まえると、商品の出所において誤認混同を生ずるおそれがあることは明白である。
- ホ 本件D社貨物の中には、「●●●●」の文字列を含まず「●●●●」の文字列のみが記載されるものがあり、これらについては審査請求人の主張は当たらない。

(2) D社代理人の代理権について

- イ D社は、「D社」ブランドの各種商標についての日本国内及び世界各国での登録商標（D社商標を含む）の商標権者である。D社代理人は、日本国内におけるD社の商標権の管理の一切をD社より委任されており、D社としては、D社代理人に対して、輸入差止申立てを行うこと、貨物の鑑定を行うこと及び行政不服審査法に基づく審査請求において、参加人として参加することにつきすべて適法に代理権限を付与している。
- ロ 審査請求人の主張する有効期限とは、委任状にかかる署名の公証人の公証資格の有効期限であると考えており、公証人の公証資格の有効期限内に公証された書面であることは内容から明らかである。委任状自体には期限が設けられていないので、委任状の有効期限が過ぎているという前提自体が誤りであり、委任状に基づく代理権限は取り消されない限り有効である。
- ハ 審査請求人からの追認の求めについての郵便というものが、D社に送られたこと及び返信しなかったことは事実ではあるが、追認を拒絶したわけではなく、審査請求人から一方的に送付された訴訟外での書面に返信しなかったことによって法的にそのような効力が生じる余地はないとの判断によるものである。
- ニ 委任された事務を処理するにあたり、D社代理人はD社から報酬は受けていない。

4 E社（参加人）の主張

E社は、令和6年9月10日付意見書において、概要以下のとおり主張している。

(1) E社貨物とE社商標の同一又は類似性について

E社貨物には、E社商標と同一又は類似の標章がE社商標に係る指定商品（第25類の指定商品中「その他の帽子」）と同一又は類似の商品について付されている。

(2) 並行輸入品について

K国のJ社は権利者のライセンシーではあるが、E社貨物については真正商品に必要なホログラムが付されておらず、ライセンシーに関する縫い付けラベルには誤った情報が記載されており、ライセンシーの下げ札と縫い付けラベルの情報が一致していないことから、何ら権利者の許諾を受けることなくE社商標と同一又は類似の標章を使用した商品である。

第3 当審査会の判断

1 本件各処分の適法性について

(1) 商標の類否の判断について

本件各処分は、D社又はE社の商標権を侵害する物品としてC出張所長が認定を行ったものであり、その商標権の類否判断が争点となっている。商標の類否については、最三小判昭和43年2月27日（民集第22巻2号399頁）において、「商標の類否は、対比される両商標が同一または類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観、觀念、称呼等によつて取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかもその商品の取引の実情を明らかにしうるかぎり、その具体的な取引状況に基づいて判断するのを相当とする。（中略）商標の外観、觀念または称呼の類似は、その商標を使用した商品につき出所の誤認混同のおそれを推測させる一応の基準にすぎず、従つて、右三点のうちその一において類似するものでも、他の二点において著しく相違することその他取引の実情等によつて、なんら商品の出所に誤認混同をきたすおそれの認めがたいものについては、これを類似商標と解すべきではない。」と判示されている。よつて、本件における商標の類否判断においても、原則として、外観・觀念・称呼によつて、取引者に与える印象等を全体的に観察し、その具体的な取引状況を基に、その商標を使用した商品の出所につき誤認混同のおそれがあるかについて検討していく必要がある。

(2) 結合商標について

商標の類否判断を行う場合において、原則としては、その判断対象を全体的に観察したうえで、必要に応じて、全体的観察の結論を引き出すために要部の観察をするものとされている。しかしながら、結合商標の類否判断においては、その結合商標の結合状態によつては、結合商標が常に一体不可分にのみ機能するとは限らず、例外的に、結合商標の要部を抽出して、分離観察される場合が

あると考えられる。この点、分離観察の是非について、最一小判昭和 38 年 12 月 5 日（民集第 17 卷 12 号 1621 頁。以下、「リラ宝塚事件」という。）において、「商標はその構成部分全体によつて他人の商標と識別すべく考案されているものであるから、みだりに、商標構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断するがごときことが許されないのは、正に、所論のとおりである。しかし、簡易、迅速をたつとぶ取引の実際においては、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない商標は、常に必ずしもその構成部分全体の名称によつて称呼、觀念されず、しばしば、その一部だけによつて簡略に称呼、觀念され、一個の商標から二個以上の称呼、觀念の生ずることがあるのは、経験則の教えるところである（昭和三六年六月二三日第二小法廷判決、民集一五巻六号一六八九頁参照）。しかしてこの場合、一つの称呼、觀念が他人の商標の称呼、觀念と同一または類似であるとはいえないとしても、他の称呼、觀念が他人の商標のそれと類似するときは、両商標はなお類似するものと解するのが相当である」と判示しており、必ずしも結合商標を分離観察することが否定されるものではないとされている。そして、つつみのおひなっこや事件において、結合商標について、「複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、觀念が生じないと認められる場合などを除き、許されないというべき」と判示しており、結合商標を分離観察する場合の一定の基準を示している。

リラ宝塚事件とつつみのおひなっこや事件の関係性について、特許庁における商標審査基準の考え方の一つとして、「結合商標を、①不可分的に結合していない商標と②不可分的に結合されている商標の 2 つに分けた上で、①の場合がリラ宝塚事件の規範を適用する場面で、②の場合がリラ宝塚事件を反対解釈して、「商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合していると認められる場合においては、その構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して類否を判断することは、原則として許されない」とした上で、このような場合であっても要部抽出ができる例外を認めたものがつつみのおひなっこや事件で示されたと解するものである。このような解釈をすることにより、①の場合は、従来の審査の運用と同様に比較的容易に要部抽出することができ、②の場合は、本来要部抽出ができない場合であっても例外的な場合に要部抽出することができることとなり、つつみのおひなっこや事件を、リラ宝塚事件からさらに要部抽出できる可能性を広げたものと解釈することとなり、両判決を矛盾なく、かつ、従来の審査運用と乖離することなく解釈することができる。」（平成 28 年 12 月第 22 回経

（済産業省産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループ資料1-1、2頁）と示されている。この点、結合商標が不可分的に結合している場合は一部を抽出することは原則として許されないが、不可分的に結合している場合であっても、つつみのおひなっこや事件で示された基準の場合においては、その一部を抽出することは許されたとした判決（知財高判令和3年6月16日（令和2年（行ケ）第10148号））もあり、上記と親和的な考え方となっている。他方で、つつみのおひなっこや事件で示された基準に該当する場合を商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められないものの例示とする判決（知財高判令和5年11月15日（令和5年（行ケ）第10060号））もあり、上記の考え方が必ずしも確立したものではないが、少なくともリラ宝塚事件及びつつみのおひなっこや事件で示された基準につき、いずれの側面からも総合的に検討する必要があると考えられる。

（3）並行輸入について

業として商品の譲渡等を行う者により、標章を付した貨物が輸入される場合に、当該標章が登録商標と同一又は類似していれば、原則として、その輸入行為は商標権を侵害する行為となり、当該貨物は商標権を侵害する物品に該当することとなるが、そのような物品の輸入であっても、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠く場合があることが最一小判平成15年2月27日（民集第57巻2号125頁。以下、「フレッドペリー事件」という。）等において示されており、具体的には、

- ① 当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、
- ② 当該外国における商標権者と我が国の商標権者が同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって、
- ③ 我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合

には、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと解するのが相当であるとされている。そして、この点に係る立証責任は、当該最高裁判決の判示及び訴訟における立証責任分配に関する一般的な考え方によれば、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものであることを主張する側、すなわち輸入者である審査請求人にあると解するのが合理的である。

（4）本件D社貨物について

- イ 本件D社貨物とD社商標の同一又は類似性について

本件D社貨物は、主に欧文字の「●●●●」と「●●●●」の間に図形及びキャラクターを差し込み、三段に分かれている標章（以下、「本件D社標章1」という。）が付されたものと、図形及びキャラクターの下部又は右下部に欧文字の「●●●●」（末尾に「.」があるものとないものがそれぞれ存在する。）が表示されている標章（以下、「本件D社標章2」といい、本件標章1と合わせて「本件D社各標章」という。）が付されているものの2つの類型があり、いずれもTシャツ、トレーナー又はパーカーに本件D社各標章が付されており、D社商標の指定商品である「洋服（イブニングドレス、学生服、子供服、作業服、ジャケット、スーツ、スカート、ズボン、スマック、礼服を除く。）」と同一の商品であると認められる。本件D社各標章はいずれもその外観から全体的に観察すると、文字と図形の結合商標であると考えられるところ、本件D社各標章がD社商標と同一又は類似であるかの類否判断においては、リラ宝塚事件及びつつみのおひなっこや事件の判示事項のとおり、その一部を抽出して観察するには、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものか否かを検討し、不可分的に結合していないことが明白でない場合であっても、その抽出する部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合又はそれ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合に相当するか検討が必要である。

(イ) 本件D社標章1について

「●●●●」と「●●●●」の文字列は二段にわたっており、間には図形が挿入され、文字列は大きく分断して使用されていることから、外観上、それぞれ独立し、明確に区別でき、これらを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分に結合していると認められないというべきである。

この点、仮に本件D社標章1の各構成部分が不可分的な結合でないことが明らかとは認められないとしても、D社が提出した意見書のとおり、「●●●●」の部分はD社が取り扱う商品の出所表示として周知著名であり、強く支配的であることから、分離観察して「●●●●」部分だけを要部として抽出し、D社商標と比較することは許容される。また、「●●●●」部分において、それ自体は、「●●●●」という意味を想起させるが、「●●●●」部分の出所識別標識としての機能と比較すれば、「●●●●」部分が強く支配的な印象を与える部分という評価を覆すものではない。

なお、中段図形部分はキャラクターと結合したものとなっているものの、D社の別の商標（登録商標番号第●●●●号）を惹起する標章となっており、「●●●●」部分の周知著名さを際立たせるものとなっている。

(ロ) 本件D社標章2について

本件D社標章1同様に「●●●●」部分と図形部分が明確に分断して使用されていること、「●●●●」が周知著名であり、かつ、他の部分と分断して使用していることに加え、本件D社標章1とは異なり、「●●●●」の部分がないことから、「●●●●」の部分がより出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと考えられる。

(ハ) 小括

本件D社各標章について、「●●●●」部分のみを抽出して分離観察し、D社商標と比較することは許容され、分離観察した結果として、その外観、称呼及び觀念が同一であり、いずれも通常の欧文字を使用している点で共通していることからすれば、本件D社各標章は、出所の混同を生ずると認められ、D社商標に類似するものとして認められる。

なお、審査請求人はD社には一切関連がないことも踏まえると、誤認混同を生ずるおそれがないと主張しているが、本件D社各標章とD社商標の同一又は類似性、D社商標の周知著名性及び本件D社貨物の商品の態様を踏まえれば、本件D社貨物を購入する取引者又は需要者にとって、D社商標として販売されているものとして誤認混同するおそれは否定できず、実際ににおいて審査請求人とD社において、関連がないことは本件の類否判断に影響しない。

ロ 業として商品を譲渡等する者について

商標権を侵害する行為と認定するには、商品を使用する者が、業として商品の譲渡等を行う者である必要があるところ、審査請求人が本件各処分にかかる認定手続においては、本件D社各標章の類否判断やD社代理人の代理権について、意見を提出しているものの、審査請求人自身の事業性についての証拠は何ら提出していない。また、審査請求人は本件各輸入申告（輸入申告1、輸入申告2及び輸入申告3をいう。以下同じ。）において、法人として、通関業者に依頼のうえ、輸入申告を行っているものと考えられるところ、本件各輸入申告の際には本件D社貨物及びE社貨物以外の衣類等も含まれている。法人の性格上、通常は事業のために衣類等の仕入れを行ったと考えることに合理性はある。そして、処分序が指摘するように、審査請求人はその名称・所在地を同一とするホームページを運営しており、当該ホームページのトップページには「A is a●●●●. N is a●●●●」と記載が確認できるところ、Nのホームページには販売主として審査請求人の名称の記載がある。よって、Nは審査請求人が運営し、商品を売買するためのホームページであると認められ、Nでは衣類、帽子又は靴等を販売していることから、審査請求人は業として商品を譲渡等する者であると認められる。

ハ 小括

上記のとおり、本件D社貨物は、D社商標を侵害する物品として認められ、関税法第69条の11第1項第9号に該当する貨物と認められる。

(5) E社貨物について

イ E社貨物とE社商標の同一又は類似性について

E社貨物は、その形状から帽子であると認められ、これはE社商標の指定商品である「25 ニット製の帽子、その他の帽子、その他の被服」に相当する。E社貨物は、処分庁が指摘する通りの標章が背部又はタグ部分に付されている。背部の標章は図柄が刺繡されているが●●●●が不明瞭である点、●●●●が一部欠けている点、●●●●が若干いびつである点の差異があり、タグ部分の標章は図形部が●色であり、●色の枠線で全体を囲んでいる点、右下にTMの表示がある点で登録商標と異なる。これらの相違点はあるものの、色彩の差異や商標であることを示すTMの表示は一般に標章の類似判断に影響を与えないほか、他の差異も、取引者の印象等を異にするほどのものではない。また、E社貨物に付された当該標章部分には区切りが付されており、他の標章から区別され、背景の模様に埋没している様子も見られないことから、出所識別する表示として一般の需要者が受け取るものと認められる。よって、当該標章が使用された場合、出所の誤認混同を生ずるおそれがあるので、E社商標と同一又は類似の標章であると認められる。この点、審査請求人もE社貨物は真正商品と主張しており、争いはない。

ロ 業として商品を譲渡等する者について

E社貨物はD社貨物1と同じ輸入申告1において、輸入申告がなされていることから、D社貨物1と同様に審査請求人は業として商品を譲渡等する者であると認めることが相当である。なお、E社貨物については、審査請求人の社員が個人使用するために輸入したと主張しているが、これを裏付ける証拠は認定手続及び審査請求手続において、提出されていないため認められない。

ハ 並行輸入について

E社貨物がE社商標と同一又は類似であって、業として商品を譲渡等する者によって輸入するものであっても、上記(3)のとおり、いわゆる真正商品の並行輸入として認められる場合は、商標権侵害としての実質的違法性を欠くことになる。これに対し、審査請求人は、E社貨物はK国のJ社が運営する、ライセンスブランドLがM国他で販売している帽子であり、購入レシートもあり、真正商品の並行輸入品であるから商標権を侵害していないと主張し、認定手続においては、J社がE社からライセンスを取得している旨が記載されたウェブサイトや記事、ライセンスブランドLの商品を販売しているオンラインショッピングサイトを画面出力したものについて、証拠を提出している。しかしながら、E社商標の権利者であるE社は、E社貨物について、何ら権利者の許諾を受けることなくE社商標と同一又は類似の標章を使用した商品であるという意見書を提出しており、権利者からは真正商品ではないと主張されている。

上記イのとおり、指定商品について登録商標と同一又は類似のものが使用

されていると認められるに至った以上、E社貨物は商標権侵害としての実質的違法性を欠くものでない限り商標権を侵害する物品に該当する。そして、E社貨物が当該実質的違法性を欠くものであることについては、上記（3）のとおり、フレッドペリー事件及び訴訟における立証責任分配に関する一般的な考え方から審査請求人において、立証責任は果たされるべきであると考えられる。しかるに、審査請求人の主張及び証拠書類だけでは、E社貨物が正式にライセンシーを受けたJ社によって製造された旨が確認できない。E社は、E社貨物が自社又は自社許諾の下に自社の関連会社で製造されたものではない旨の意見書を出している。こうした状況にあっては、E社貨物に使用された標章が、外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであるといったフレッドペリー事件において示された要件を充足していることが明らかにされたとは認められないことから、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと証明されたと認めることはできない。

なお、E社の公式ホームページにおいて、「●●●●」と記載されており、E社の公式ライセンス商品には、固有の英数字の組み合わせを備えたホログラムが通常付されている旨が推測されるところ、E社貨物には当該ホログラムが付されている形跡が見当たらない。

ニ 小括

上記のとおり、E社貨物は、E社商標を侵害する物品として認められ、関税法第69条の11第1項第9号に該当する貨物と認められる。

（6）本件各処分にかかる認定手続について

イ D社代理人及びE社代理人の代理権について

本件各処分は、関税法第69条の13に規定の輸入差止申立てが受理されているD社商標又はE社商標を侵害する疑義がある貨物として、同法第69条の12に規定する認定手続を経て行われたものであり、当該認定手続を行う際に、当該輸入差止申立てに際して、権利者であるD社又はE社が提出した委任状によって、その代理権を付与されたとするD社代理人又はE社代理人を認定手続において権利者の代理人として、当該認定手続を実施したことは、何ら手続上の瑕疵はないと考えられる。

なお、D社又はE社が提出した委任状には、D社又はE社の代表者の署名が確認でき、輸入差止申立ての受理を行った処分庁又は認定手続を実施したC出張所長においてD社又はE社からD社代理人又はE社代理人に対して適切に代理権が付与されたと考えることは相当である。また、D社が提出した委任状には、その代理権限の範囲として、「関税法第69条の13に基づき日本国税關に対して、D社の知的財産権侵害物品の輸入差止申立て、及び更新を行うこと」「関税法第69条の12、関税法第69条の16及びその他に基づき、日本国税關及び日本国警察に対して、認定手続に伴う鑑定、証拠の提出、意見

陳述を行うこと」と、E社が提出した委任状には、その代理権限の範囲として、「関税法第69条の13に従い、E社の知的財産侵害物品の輸入差止申立て、及び更新を行う件」「関税法第69条の12による認定手続に従い、E社の知的財産侵害の可能性のある物品に関して点検、鑑定、証拠の提出及び意見陳述を行う件」と記載されているところ、D社代理人又はE社代理人は付与された代理権の範囲内で輸入差止申立て及び認定手続を実施しているものと考えられる。

□ 認定手続にかかる期間について

本件各処分は、それぞれ認定手続の開始日は、令和6年3月1日、同年3月25日及び同年4月24日となっており、それぞれ同月16日、同年6月11日及び同月25日に処分が行われている。関税法基本通達69の12-1-4によれば、認定手続に係る疑義貨物の認定に必要な調査は1か月以内を目途とし、1か月以内に終了しない場合はその理由を輸入者等に連絡するものとされている。本件各処分においては、いずれも手続開始から1か月以内には終了しておらず、その理由を連絡した証拠は確認できない。当該通達の規定は必要な調査にかかる目安を規定しているのみで、認定通知までの処理期限を定めているものではないが、当該通達に示される理由の連絡の手続については、行われていないと考えられ、その点手続に瑕疵があったと考えられる。行政手続における瑕疵は処分の取消し事由に該当し得るものではある（最一小判昭和46年10月28日民集25巻7号1037頁、最一小判昭和50年5月29日民集29巻5号662頁等）が、その判断にあたっては当該手続の趣旨を踏まえて、当該手続の瑕疵が処分の結果に影響するかを検討する必要がある。まず、当該手続については、関税法基本通達に記載された手続ではあるものの、法令上定められた手続きではない。また、本件においては、認定手続が輸入者等及び権利者に侵害の該否に係る証拠や意見を提出する機会を与えた上で税関が侵害の該否を認定するために設けられたものであることを考えると、当該通達における理由の連絡の手続は、名宛人に対し手続保障を図る性質のものではなく、当該通達で定められた必要な調査期間の目安までに認定手続が終了しないことにつき、輸入者等にその理由を示し、認定手続の処理状況を示すことが主な趣旨と考えられるが、認定手続の趣旨から考えれば、当該理由の連絡の有無については、商標権侵害の判断に影響を及ぼすとは認め難い。そして、本件における認定手続において、当事者から最後に意見が出されたのは、それぞれ、令和6年3月29日、同年5月27日及び同年6月6日であり、その後、3週間程度で本件各処分がされていることは、不当に長い期間を要しているわけではなく、十分に輸入者等及び権利者の証拠及び意見を総合的に勘案した上で本件各処分を行ったものと考えられる。よって、本件における認定手続においては、本件各処分を取り消すべきに至る違法性はないと考えるのが相当である。

なお、仮に行政手続の瑕疵を理由として、本件各処分が取り消されたとしても、本件各処分が無かった状態、つまり、認定手続が再開されることになり、正当な認定手続をもって、改めて商標権侵害の該当又は非該当につき処分がなされると考えられるので、認定手続開始通知の前の輸入申告にかかる期間は本件各処分の適法性に影響しない。

ハ 不服申立ての教示について

本件処分1において、不服申立ての教示がなかったことは事実で、その旨処分庁も認めており、争いはない。行政不服審査法第82条において不服申立てをすることができる処分につき、不服申立てができる旨並びに不服申立てをするべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならないとされており、当該教示の懈怠は違法であると考えられる。しかしながら、不服申立ての教示の趣旨は、行政処分に対して不服申立てをすることができる旨、不服申立てをするべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を教えることによりその処分を受けた者の不服申立てによる権利救済の実をあげようすることにあると解されており、行政庁が教示義務を履行しないのは違法ではあるものの、不服申立ての教示制度の趣旨に鑑みると、不服申立ての教示がなかったからといってそのため当該行政処分がこれを取り消すべき違法性を帯びることとなるとは解されないとされている（東京高判昭和55年12月24日行政事件裁判例集31巻12号2675頁）。したがって、本件処分1においても、不服申立ての教示の懈怠がすなわち、処分自体を取り消すべき違法性を帯びることはならない。

なお、本件処分2及び本件処分3においては、それぞれ処分を行った際の通知書の裏面に不服申立てができる旨並びに不服申立てをするべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間が記載されていた点、審査請求人も認めているところ、これらは行政不服審査法第82条第1項で定める項目の教示を果たしており、違法性はない。

ニ 本件各処分の理由の提示について

行政手続法第14条において、行政庁が不利益処分をする場合には同時に処分の理由を提示しなければならないとされており、また、関税法第69条の12第6項においても、認定手続において、商標権を侵害する物品に該当するか否かを認定した際にはその旨と理由を通知しなければならないとされている。本件各処分については、商標権を侵害する物品とされた場合に、同法第69条の11第1項第9号の輸入してはならない貨物となり、本邦に引き取ることができないことになるため、不利益処分に相当する。理由の提示の制度趣旨については、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制する（慎重考慮担保・恣意抑制機能）ことと、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えること（争訟提起便宜機能）のためと考えられており、判例法理上、不利益処分における理由の提示に瑕疵があった場合は、処分自体の

取消し事由に該当するとされている（最三小判昭和 60 年 1 月 22 日民集 39 卷 1 号 1 頁ほか）。理由の提示の程度については、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最三小判平成 23 年 6 月 7 日民集 65 卷 4 号 2081 頁）とされており、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的な事実関係をも当然に知り得るような例外の場合を除いては、法の要求する提示として十分でない（最一小判昭和 49 年 4 月 25 日民集 28 卷 3 号 405 頁）とされている。

本件各処分の理由としては、「あなたは商標権を侵害しない旨を主張するが、当該貨物は、その特徴等から、権利者の有する商標権に係る指定商品又はこれに類似する商品に、登録商標と同一又は類似の標章を付したものであり、権利者の許諾なく輸入されるものと認められる。また、あなたは、「業として」に当たらない旨を主張せず、その証拠も提出していない。証拠の不提出という事実、輸入貨物の数量、状況及び過去の輸入実績等を総合的に勘案すると、当該貨物は、業として商品を譲渡等する者によって輸入されるものと認められる。あなたは、権利者の代理人について権限がないにもかかわらず関与した本件に係る差止申立て及び本件認定手続が違法であると主張するが、本件に係る差止申立てに際してその代理関係は確認されている。以上から、当該貨物は、商標権を侵害する物品に該当すると認定する。」とされている。ただし、本件処分 1 においては、「あなたは、権利者の代理人について権限がないにもかかわらず関与した本件に係る差止申立て及び本件認定手続が違法であると主張するが、本件に係る差止申立てに際してその代理関係は確認されている。」の部分、本件処分 3 においては、「あなたは商標権を侵害しない旨を主張するが、」の部分はない。

また、本件各処分の通知書においては、適用条文が記載され、かつ、処分の対象については、認定手続開始通知書を引用しており、認定手続開始通知書において、対象貨物の輸入申告番号、輸入申告年月日並びに侵害すると認定された商標の権利者及び登録商標番号がそれぞれ記載されている。

以上を踏まえて、理由の提示の程度について検討すると、まず認定通知書及び認定通知書で引用される認定手続開始通知書の記載から、どの法令に従って、何の商標を侵害した結果、どのような処分がなされたかは特定することができる。この点、認定通知書には、認定手続開始通知書にかかる通知書番号の引用を明示的に記載しており、これらの関係性が特定できることは明らかである。そして、本件各処分は、商標権を侵害する物品との該当認定通知であるところ、本件各処分につき、侵害判断している標章は認定手続開始通知

書に記載の登録商標であることが明らかであるので、本件における貨物の標章が、どの商標と同一又は類似であり、権利者の許諾を得ていないことを示せば足りると考えられる。さらに、業として商品を譲渡等する者についての記載においては、前提として、「業として」に当たるか否かの判断は、輸入の目的、輸入者等及び仕出入人（関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号の 2 に規定する持込み行為をする者をいう。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案して行うこととなり、認定手続において輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断する（関税法基本通達（昭和 47 年蔵関第 100 号）69 の 11-6(1)ないし(3)の注）こととされている。上記を踏まえると、処分理由のとおり、輸入貨物の数量、状況及び過去の輸入実績等を主たる考慮要素としつつ、認定手続において、審査請求人自身が「業として」に当たらない旨を主張しなかった事実を含め、これらの要素を総合的に勘案し、合理的に判断した結果として、業として商品を譲渡等する者と認定している旨はその処分理由の記載事項からも了知できるものと考えられる。この点、認定手続開始通知書の引用により、輸入申告における貨物の数量や法人として輸入申告を行っている状況などは記載自体から了知できる範囲内であり、これをもって、処分庁は根拠をもって処分している旨を示し、かつ、輸入者に対しては不服申し立ての便宜を図っており、処分理由の提示の制度の趣旨を十分に考慮していると考えられる。なお、代理権に係る記載は上記イのとおり正当であると考えられる。

よって、本件各処分の理由の提示については、適法であると考えられる。

ホ 小括

以上のとおり、本件各処分にかかる手続において、本件各処分を取り消すべき違法性又は不当性は確認できないので、本件各処分は適法であり、適当である。

2 審査請求人の主張について

（1）D社代理人及びE社代理人の代理権について

イ D社の委任状について

審査請求人は、輸入差止申立て更新時において、D社の委任状の署名部分における公証人の公証の有効期限が切れており、それに伴い、D社代理人が行った輸入差止申立て及び認定手続は無効であり、それの確認を怠った処分庁には過失があると主張する。しかしながら、当該委任状は平成 30 年 7 月 3 日に作成され、当該署名部分につき、P 州公証人によって、その署名を公証しているものであるが、審査請求人の主張する有効期限というのは、当該公証人の公証人任期の期間が令和 3 年 6 月 18 日までであることを示していると伺われる。しかしながら、これは公証人が公証人であるための期限を示して

いるに過ぎず、当該委任状は作成時点において、明らかに当該公証人の任期内に公証されたものであることは確認できる。当該委任状は、委任の終了の時期を示す記載は一切確認できず、また、当該代理権が付与されてから代理権が消滅する事由も確認できないことから、現在においても有効であると認められる。したがって、D社代理人は正当な代理権限を有すると認められる。

ロ D社代理人の非弁行為について

審査請求人は、D社代理人は、弁理士又は弁理士法人ではないのに、弁理士法第75条の行為を行っており、非弁行為に相当すると主張する。しかしながら、弁理士法第75条に規定する業務の中には関税法第69条の12における認定手続及び同法第69条の13における輸入差止申立ての手續は含まれていなかったため、審査請求人の主張には理由がない。

なお、D社が提出した委任状には、「Fは、かかる権限の授与に基づき遂行されるいかなる業務についても代金を得ることは明示的に禁じられており、これら委任された義務を遂行するにあたりいかなる代償を受け取ることも明示的に禁じられている。」と書いてあるように、D社代理人は当該代理行為について、一切の報酬を受けることができず、弁理士法第75条における、「他人の求めに応じ報酬を得て」という要件を満たさないと考えられる。

ハ E社の委任状について

審査請求人は、E社の委任状には、その署名部分において、公証人又は在外公館による署名証明がないため有効ではないため、E社代理人には代理権はなく、本件及び関連手續は違法であり、確認を怠った処分庁に過失があると主張する。しかしながら、委任状の署名についての証明はないが、本件における代理関係はE社とG及びHの私人間で定められたものであり、私人間での代理関係の一般的な規定を定めた民法又は認定手続や輸入差止申立てに関する手續を定めた関税法等において、委任状の形式は定められておらず、一般に本人の情報及び代理人に与える権限の内容が記載されていればその権限を確認することが足り、必ずしも公証人等の認証は必要とされていない。したがって、E社代理人は正当な代理権限を有すると認められる。

(2) 本件各処分までの期間について

審査請求人は、輸入申告に際して、税關からの内容品の変更依頼は複数回に及び、結局、審査請求人がはじめに提出していたインボイスの内容に不備がなかったのにも関わらず複数回訂正を求められたことにつき、貨物の数量の確認について、不備を起こしたのは税關職員であり、認定手続に時間をおとした責任は処分庁にあると主張している。処分庁はこの点、本件輸入申告に際して、通関業者立ち会いの下で貨物確認を実施し、輸入申告に添付されたインボイスと申告貨物の品名件数等に複数の差異が確認されたことから、実際の貨物を正しく記載したインボイスの提出を通關業者を通じて審査請求人に依頼していたと主張しており、インボイスの内容変更の手續により、認定手続が開始されなか

ったことは事実であると考えられる。しかしながら、関税法第 67 条において、貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名並びに数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならないとされており、正しい輸入申告をするのは輸入しようとする者の義務であるので、仮に処分庁の立会のもとで指摘された内容であったとしても、その記載内容の誤りが、すなわち、処分庁の手続の不備であるとまでは言えない。

第4 付言

審査請求人は、C 出張所長が、不服申立て制度の存在を教えたかったことは、国民の権利を奪うものであるから違法である旨主張している。審査請求人が指摘するように本件処分 1においては、行政不服審査法第 82 条に基づいて、処分庁に再調査の請求又は財務大臣に審査請求をすることができる旨の教示はされていなかった。不服申立ての教示の懈怠は上記第 3 の 1 (6) ハのとおり処分自体の効力には影響しないが、不服申立ての教示は不服申立て制度が十分に活用され、国民の権利利益の救済を図るため、処分をする際に処分の相手方に対し不服申立てによる救済を受けられる旨を教える極めて重要な制度である。それにもかかわらず、実務運用上、教示の実施が徹底されていないとすれば改善が必要である。本件各処分では、商標権侵害物品該当認定通知書の交付によって C 出張所長の意思が審査請求人に示されているから、その交付に併せて教示を実施することを徹底することは当然として、その管理体制についても必要な措置を図るなど、審査庁において、今後の処分に当たって教示が適切に行われるよう、処分庁に周知徹底を図るべきである。

第5 結論

以上のとおり、各審査請求には理由がないと認められることから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されることが相当である。